十三　自衛艦隊司令部等の幕僚等の指揮監督を受け、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれに係る研究指導をつかさどる官職の段階	主任研究官
十四　自衛艦隊司令部等の幕僚等又は前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	研究員
十五　この項第二欄第五号に掲げる部局又は機関等（以下この項において「自衛隊の部隊」という。）の長の指揮監督を受け、自衛隊の部隊又は第十七号に規定する官職の事務を総括するこれらの官職の属する職制上の段階	技術調整官
十六　自衛隊の部隊の長又は自衛隊の部隊の所掌事務を分掌する部若しくは科の長又は前号に規定する官職の属する職制上の段階	主任研究官
十七　自衛隊の部隊の長又は自衛隊の部隊の所掌事務を分掌する部若しくは科の長又は前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	研究員
十八　航空医学実験隊の研究に関する所掌事務を分掌する部の長の属する職制上の段階	部長
十九　航空医学実験隊の所掌事務を分掌する部の科の長の属する職制上の段階	科長
二十　前号に規定する官職の指揮監督を受け、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれに係る研究指導をつかさどる官職の属する職制上の段階	主任研究官

五　陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊（前号、次号及び第七号を除く。）

六　航空医学実験隊

二十一　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	研究員
二十二　この項第二欄第七号に掲げる部局又は機関等の長の指揮監督を受け、研究に関する部の所掌事務を分掌する部の長の属する職制上の段階	部長
二十三　前号に規定する官職の指揮監督を受け、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれに係る研究指導をつかさどる官職の属する職制上の段階	主任研究官
二十四　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	研究員
二十五　研究本部の部の長の指揮監督を受け、特定の重要な事項に関する研究を行う官職の属する職制上の段階	分析企画官
二十六　研究本部の部の所掌事務を分掌する課の長又は統合幕僚学校の国際平和協力センター長の指揮監督を受け、次号及び第二十八号に規定する官職の事務を総括し、研究を行う官職の属する職制上の段階	総括主任研究官
二十七　この項第二欄第八号に規定する部局又は機関等の部の長（課又は室に置かれない場合にあっては、課に限る。）又は課若しくは室の長の指揮監督を受け、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれに係る研究指導をつかさどる官職の属する職制上の段階	主任研究官
二十八　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	研究員

七　航空自衛隊の部隊のうち、司令部が置かれず部が置かれる部隊（前号に掲げるものを除く。）

八　学校、研究本部及び補給統制本部